

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第13号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(複写)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の複写は、文書館の職員又は館長の指定する者が<u>別表第1に掲げる方法</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項に規定する方法により複写物の交付を受ける者は、当該複写に要する費用として、<u>別表第1の左欄に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を負担しなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立文書館の項に規定する附属設備及び器具の使用料並びに冷暖房使用料は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>別表第1（第11条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="188 1150 1066 1422"><thead><tr><th data-bbox="188 1150 813 1190">方 法</th><th data-bbox="813 1150 1066 1190">金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="188 1190 813 1310"><u>1 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラー以外のもので複写するもの</u></td><td data-bbox="813 1190 1066 1310"><u>1枚につき10円</u></td></tr><tr><td data-bbox="188 1310 813 1422"><u>2 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラーで複写するもの</u></td><td data-bbox="813 1310 1066 1422"><u>1枚につき20円</u></td></tr></tbody></table>	方 法	金 額	<u>1 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラー以外のもので複写するもの</u>	<u>1枚につき10円</u>	<u>2 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラーで複写するもの</u>	<u>1枚につき20円</u>	<p>(複写)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の複写は、文書館の職員又は館長の指定する者が<u>電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項に規定する方法により複写物の交付を受ける者は、当該複写に要する費用として、<u>複写物1枚につき10円（当該複写物がカラーの場合は、20円）を負担しなければならない。この場合において、用紙の両面に印刷された複写物に係る費用については、片面を1枚として算定するものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立文書館の項に規定する附属設備及び器具の使用料並びに冷暖房使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p>
方 法	金 額						
<u>1 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラー以外のもので複写するもの</u>	<u>1枚につき10円</u>						
<u>2 電子複写又はマイクロフィルムからの引き伸ばしの方法であって、用紙にカラーで複写するもの</u>	<u>1枚につき20円</u>						

<u>3 文書等又は行政資料をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写する方法</u>	<u>1枚につき100円に当該文書等又は行政資料1枚ごとに10円を加えた額</u>
<u>4 光ディスクに複写する方法</u>	<u>1枚につき100円</u>

備考 1の項又は2の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第16条関係）

略

別表（第16条関係）

略

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県立文書館規則第11条第1項の規定による申請について適用し、同日前にされた同項の規定による申請については、なお従前の例による。